

4月13日受付開始

龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金

婚姻時に30歳未満で、婚姻から2年以内の方が対象
龍ヶ崎市で新婚生活をスタートすると補助金がでます

最大10万円

基本額
5万円

原則として下記の
補助条件に該当する
全ての方に補助

加算額
5万円
(最大)

婚姻日から申請日ま
での間に、市内で
消費した金額を
キャッシュバック

条件①

婚姻日時点で
申請者又は配偶者等が
30歳未満



条件②

申請日時点で夫婦とも
本市への居住が
3ヶ月経過



条件③

申請日時点で
婚姻日から2年以内



申請期限

令和9年3月15日

※予算額に達した場合、申請期限を待たずに受付を終了する場合があります。
※婚姻日から2年が経過すると申請ができませんので、予めご了承ください。

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室

TEL 0297-64-1111(内線:377)

Mail miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

詳細はこちら



● 龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助金って？

龍ヶ崎市では、新婚生活をスタートする若者を経済的に支援することで、若者の活躍支援や活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、**婚姻日時点で夫婦いずれかが30歳未満で、婚姻から2年以内の方**に対し、最大10万円の補助金を交付します。

● どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の**条件をすべてクリア**する必要があります



対象者

- ① 申請日から過去2年以内に婚姻等の届出をしており、継続している
※戸籍謄本もしくは、公的証明書により婚姻等が確認できる
- ② 婚姻等の届出をした日(婚姻日)時点で、申請者・配偶者等いずれかが30歳未満
- ③ 本市に住民登録をしてから申請者・配偶者等の双方が3ヶ月以上経過し、同居している
- ④ 申請日から2年以上龍ヶ崎市に居住する意思がある方
※申請後2年未満に正当な理由なく市外へ転出した場合、補助金を返還していただきます
- ⑤ 申請者・配偶者等双方に市税等の未納がない
- ⑥ 申請者・配偶者等双方が暴力団員でない
- ⑦ (外国人の場合)永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- ⑧ 過去にこの補助金を受けていない

● いくら補助金がもらえるの？



補助金額

最大

10万円

基本額

5万円

※対象要件にあえば必ず支給する

+

加算額

5万円

※上記金額は最大金額です

加算＝市内で消費した分をキャッシュバック

婚姻日から補助金の申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。
※複数店舗の合算も可能です。



申請時にレシート(領収書)の原本添付が必要

● 申請に必要な書類は？

以下の書類を**すべて提出**する必要があります。



必要な書類

- | | |
|--|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> 申請書兼請求書(様式第1号) | } 市HPよりダウンロード可 |
| <input type="checkbox"/> 対象経費内訳一覧(様式第2号)【加算額確認用】 +経費の領収書・レシート(原本のみ有効) | |
| <input type="checkbox"/> 戸籍の謄本の写し ※戸籍謄本上で婚姻関係が確認できない方は公的証明書 | } 発行後、3ヶ月以内のもの コピー不可 |
| <input type="checkbox"/> 住民票の謄本の写し(続柄記載のもの) ※マイナンバーの記載がないもの | |

※申請の受付は郵送でも可能です。

※提出書類の控えが必要な方は、**提出前にご自身でコピー**をお取りください。